

橿原市市民投票に係る事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する橿原市市民投票条例（平成29年橿原市条例第39号。以下「条例」という。）及び橿原市市民投票条例施行規則（平成30年橿原市規則第51号。以下「規則」という。）に係る事務の一部を橿原市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）及び選挙管理委員会の委員長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会への委任事項)

第2条 市長は、次に掲げる事務を選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第7条の規定による市民投票の執行に関する事務
- (2) 条例第8条の規定による情報の提供に関する事務
- (3) 条例第9条の規定による投票所の指定に関する事務
- (4) 条例第10条及び第11条の規定による市民投票の投票に関する事務
- (5) 条例第14条の規定による開票所に関する事務
- (6) 条例第16条の規定による市民投票結果の告示及び通知に関する事務
- (7) 規則第2条の規定による請求権を有する者の数の告示に関する事務
- (8) 規則第8条の規定による署名簿の受理及びその却下に関する事務
- (9) 規則第9条から第13条までの規定による署名簿の審査等に関する事務
- (10) 規則第19条の規定による市民投票公報に関する事務
- (11) 規則第21条の規定による投票資格者名簿の調製に関する事務
- (12) 規則第23条の規定による投票所の開閉時間に関する事務
- (13) 規則第24条から第26条までの規定による投票管理者の選任等に関する事務
- (14) 規則第27条の規定による投票立会人の選任等に関する事務
- (15) 規則第30条の規定による不在者投票に関する事務
- (16) 規則第32条及び第33条の規定による投票録等に関する事務
- (17) 規則第37条から第44条の規定による市民投票の開票に関する事務
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市民投票の請求及び執行に関し、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び橿原市選挙関係事

務執行規程（平成7年樫原市選挙管理委員会告示第18号）の規定の例により行う事務（これらの法令（以下「準拠法令」という。）において選挙管理委員会が行うこととされているものに相当するものに限る。）

（選挙管理委員会委員長への委任事項）

第3条 市長は、市民投票の請求及び執行に関し、準拠法令の例により行う事務（準拠法令において選挙管理委員会の委員長が行うこととされているものに相当するものに限る。）を選挙管理委員会の委員長に委任する。

（協議）

第4条 選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員長は、前2条の規定にかかわらず、委任された事務について、疑義のあるもの又は異例の事態が生じたときは、市長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。